

平成 27 年 12 月 18 日
内閣官房 IT 総合戦略室

Web サイトで公開するデータに関する法人番号の併記方法について

Web サイトで公開するデータに法人番号を記載する際の方法について、以下に具体例を示します。

ただし、Web ページは多種多様な様式で掲載していることが多いことから、以下の例に当てはまらない場合も多いかと思われます。その場合は下記の例を参考としつつ、閲覧者の見やすさに十分留意したうえで併記を行ってください。

また、現在は今回ご案内の内容で進めてまいります。今後の検索状況等を鑑み、必要に応じて併記方法の変更のご対応をお願いする可能性があることをお含みおきください。

なお、今回は、Web ページにおける表示としての併記方法を示したものであり、今後 Web ページ以外のデータ提供におけるデータフォーマット等に関しては、検討する予定です。

1. 共通事項

(1) 法人番号の確認方法について

平成 27 年 10 月 26 日以降、インターネット上の国税庁法人番号公表サイトで法人番号の「通知・公表」開始スケジュールに沿って、順次法人番号の基本 3 情報を公表しているところです（※1）。また、政府共通ネットワーク上の国税庁法人番号情報提供サイトは、10 月 13 日（火）から全国の設立登記法人の情報を検索・閲覧することができるようになっています。つきましては、各団体におかれましては、対象となる法人番号を確認の上、併記に向けた準備をお願いします。

※1 対象となる法人及び所在地により公表予定日が異なります。また、基本 3 情報は個別検索のほか、CSV 又は XML 形式での一括ダウンロード等も可能です。詳細は「国税庁法人番号公表サイト」又は「国税庁法人番号情報提供サイト」をご参照ください。

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> (インターネット)

<http://www.houjin-bangou.nta.hq.admix.go.jp/> (政府共通ネットワーク)

(2) 併記のタイミングについて

原則、H28 年 1 月以降に Web ページで公開・更新するタイミングで併記をお願いします。したがって、例えば年 1 回等の定期更新があるもの等は、そのタイミングでの併記で構いません。（併記作業を主目的とした Web 更新作業は必要ありませんが、各団体の判断により作業することは差し支えありません）

(3) 併記対象について

平成 28 年 1 月以降、Web 上で公開（更新含む）した法人情報が掲載されている場合に当該法人が併記の対象となります（※2）。平成 27 年 12 月以前に公表されてい

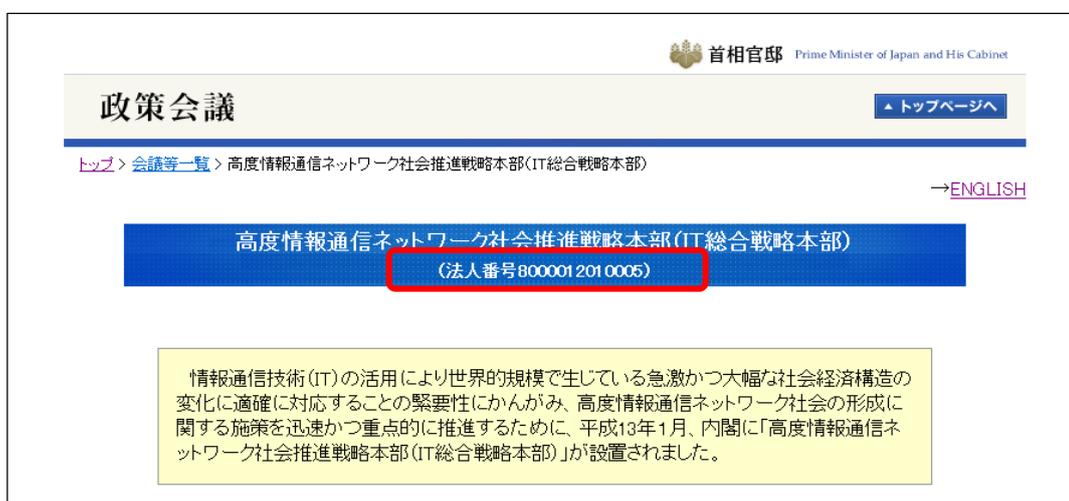
るもので、更新予定がないものは現時点では遑っての併記は必須としないものとします。(各団体の判断により併記することは差し支えありません)

※2 Web ページの構成により、法人番号併記の有無が混在する場合がありますが、本方針に則り、混在は止むを得ないものとします。

(4) 各団体 Web サイトにおける番号記載のお願い

法人番号制度の普及啓発のため、各団体 Web サイトトップページやフッター等で自団体名の記載がある箇所には率先して法人番号を記載いただく等、利活用を促進いただくようご協力をお願いします。

(以下は IT 総合戦略本部の Web サイトの事例)



The screenshot shows the website of the IT Strategy Department. At the top right, it says '首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet'. Below that is a navigation bar with '政策会議' and a 'トップページへ' button. A breadcrumb trail reads 'トップ > 会議等一覧 > 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)'. On the right, there is a link to '→ENGLISH'. The main content area has a blue header with '高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT総合戦略本部)' and the corporate number '(法人番号8000012010005)' highlighted in a red box. Below this is a yellow box containing text about the importance of IT utilization for social and economic structure changes.

2. 併記方法について

(1) 基本ルール

- ・文章中に法人番号を併記(挿入)する場合には、法人番号であることを示す「法人番号」を冒頭に付す。(番号との間に:(コロン)等は挿入しないこと。)
- ・半角英数字で表記。フォント、フォントサイズは自由。
- ・英文の場合には「法人番号」の代わりに「JCN」を使用する。なお、その際、「JCN: Japan Corporate Number」等の注記を入れることを推奨します。

(2) 表形式のデータ

- ・法人名が記載されている表に、法人番号を記載する列を追加すること。法人名の次の列に追加することが望ましいが、利用者の利便性を考え適切な位置に追加すること。なお、システム上の制約等、列を挿入することが困難な場合は、この限りでなく、法人名欄に記載しても構わない。
- ・表形式で列を設ける場合の項目名のタイトルは、「法人番号」とすること。

(例) ○○に関する指定法人一覧

<Before>

No	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社〇〇	東京都千代田区〇〇	03-〇〇
2

<After>

No	団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社〇〇	法人番号 1234567890123	東京都千代田区〇〇	03-〇〇
2

※列の挿入が困難な場合は2行に亘って記載する。

No	団体名	所在地	電話番号
1	株式会社〇〇 法人番号 1234567890123	東京都千代田区〇〇	03-〇〇
2

(3) 文書形式のデータ

- ・法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載すること。また、視認性確保のため、法人番号の頭には「法人番号」を付し、全体を（ ）でくくること。(例1)
- ・記載例を用いて文字列で情報を羅列する場合は、「法人番号」と表記すること(例2)

(例1) 文中に併記する場合

〇〇法違反に係る措置命令の実施 平成27年11月2日
〇〇省は〇〇に違反して〇〇を行った、株式会社〇〇 (法人番号 1234567890123) に対して、〇〇の規定に基づき措置命令を行いました。

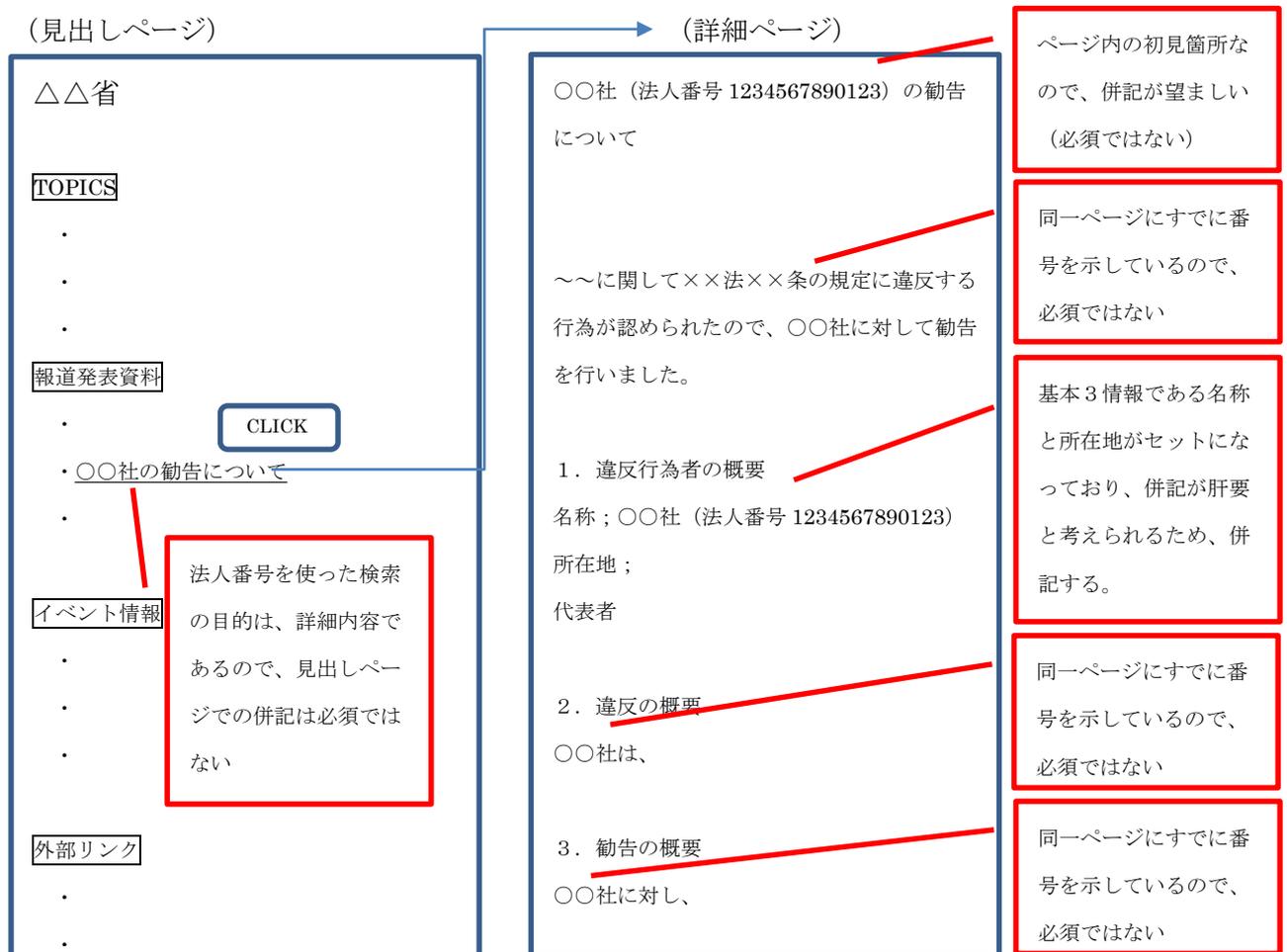
(例2) 「記載例」で併記する場合

所管の法人
記載例：法人名 法人番号
独立行政法人
・ 〇〇研究所 法人番号 1234567890123
・ 〇〇機構 法人番号 1234567890124
・ 〇〇センター 法人番号 1234567890125

(4) 併記する箇所

- ・法人番号併記の本来の目的である「法人番号を用いた検索の容易性・利便性の向上」に鑑み、同一ページ内に同一法人の記載が複数箇所ある場合は全てに法人番号を記載する必要はない。下記を参照し、必要最低限の併記で差し支えないものとする。
- ・トップページなど、あらゆる情報を網羅して掲載し、見出しをクリックすることで個別の情報を詳細に報告している場合は、見出しページへの併記はせずとも差し支えない。
- ・同じURL内で同じ法人名が複数掲載されている場合は、初見箇所や、併記が肝要と思われる箇所に併記することが望ましく、全てに併記する必要はないものとする。

(例) 見出しページと詳細ページがある場合



※1. ～3. 共通事項

英文の表記の場合は「法人番号」を全て「JCN」と読み替えて併記作業をお願いします。

以上